

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和 6 年 8 月 1 日)

開催日及び場所			令和 6 年 6 月 12 日（水）北陸農政局第 1・2 会議室	
委員			中田 博繁（弁護士） 古谷 まゆみ（公認会計士） 大割 範孝（ジャーナリスト）	
審議対象期間			令和 5 年 10 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日	
審議対象案件			216 件うち、1 者応札（応募）案件 11 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
抽出案件			5 件 うち、1 者応札案件 2 件 （抽出率 2.3%）（抽出率 18.1%）	
抽 出 案 件 内 訳	工 事	一般競争		1 件 うち、1 者応札案件 1 件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0 件
		指 名 競 争	公募型指名競争	該当なし
			工事希望型競争	該当なし
			その他の指名競争	抽出なし
		随意契約		1 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0 件
	業 務	一般競争		1 件 うち、1 者応札案件 1 件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0 件
		指 名 競 争	公募型競争	抽出なし
			簡易公募型競争	1 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0 件
			その他の指名競争	抽出なし
		随 意 契 約	公募型プロポーザル	抽出なし
			簡易公募型プロポーザル	1 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0 件
			標準型プロポーザル	該当なし
			その他の随意契約	該当なし
	物 品 役 務 等	一般競争		抽出なし
		指名競争		該当なし
		随意契約（企画競争・公募）		抽出なし
		随意契約（その他）		抽出なし
	(特記事項) なし			

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は 勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	なし	

事務局：北陸農政局総務課

（注） 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する回答	1 一般競争 防災情報ネットワーク事業 加治川地区防災情報ネットワーク設備整備工事	
	◆工事内容は、既存のデータ転送設備を更新するものなのか、又は既存のデータをシステム化し新たにネットワークを構築するものなのか。 ◆新たに設置する設備のデータ収集と必要なデータを防災中央情報データセンターに転送する工事になるのか。 ◆入札説明書の交付から申請書及び資料の提出期限までの期間があまり長くないように思われるが、どのように設定されているのか。 ◆資格を持った4者に入札説明書が交付され、うち競争参加資格を有する1者が申請書及び資料を提出したのか。 ◆ダウンロードし、競争参加資格を確認した結果、別の資格が必要であったことが分かり申請書の提出を止めるケースもあるのか。 ◆前回の入札結果を踏まえ、技術者要件を緩和しているが、それでも資格を有する技術者が少ないという状況なのか。	◆今回の工事は新たな設備の設置と収集後のデータを中央へ転送する内容となっている。 ◆そのとおり。 ◆今回の契約方式については、総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）を採用しており、農林水産本省の通知に基づき手続の標準期間は7営業日、土日を含め10日間程度を確保している。 ◆4者はダウンロードシステムにより入札説明書等を入手しているが、申請書及び資料を提出していない3者の競争参加資格の有無について農政局では把握していない。 ◆今回の競争参加資格要件の中では、電気通信工事の認定を受けていることが参加要件となっており、例えば機械器具設置工事しか資格をもっていない者が入札説明書をダウンロードした場合、入札に参加できないという事例もある。 ◆技術者要件を緩和しているため、技術者が少ないことによる結果ではなく、既設の設備でシステムが構築されている場合は従前のメーカーが有利となってしまう、新たな業者が参入しにくいことが要因と考えている。

	◆今回の受注業者は当該地区のシステムを構築した業者なのか。 ◆電気通信工事の施工実績に同種工事として内の倉ダムがあげられているが。 ◆技術者要件の緩和として、電気通信工事施工管理技士に加えて電気工事施工管理技士の配置も可能としたが、両者の資格の違いは何か。 ◆データ転送設備の整備については、電気工事施工管理技士の資格でも対応可能なのか。 ◆前回の入札結果を踏まえ、要件を緩和したにもかかわらず1者応札となっており、実態として参加率が上がっていないように思われる。既存のシステムを導入した業者以外が参入しにくいという説明であるが、工事内容（カメラ設備の整備及びデータ転送）から鑑みてなぜ1者応札となってしまうのか分かりにくい。原因を分析し、実情に応じた募集のかけ方、契約方式の変更等について再考する余地があるのではないかと考える。 1者しか入札がなかったことについて、発注者側では問題意識をもち課題としてとらえているのか。	◆直接的にシステムを構築した業者ではないが、システムを構築したメーカーの下請けとして工事に携わっていた業者である。 ◆内の倉ダムは県との共同工事となっており、当該業者は県の河川部局が発注した工事を過去に請け負っている。 ◆電気通信工事施工管理技士はシステム整備に係る末端の工事ができる資格であり、電気工事（屋外の送配電設備等）の現場を管理する電気工事施工管理技士のほうが工事規模が大きい。 ◆可能である。 ◆当該事業については、農業水利施設を整備する国営かんがい排水事業から防災事業を抜き出したものであり、防災情報ネットワーク事業の名称を付することで工事内容は簡単ではあるが、非常に高度な事業を実施する印象を与えている面も原因のひとつと考えている。 電気通信工事又は電気工事自体は難しい内容ではないが、事業名から特殊な工事を実施するような先入観を与えているのではないかと考える。また、業者側では現地の土地勘がないとどのような設備をどう取り扱ってよいかというリスクを懸念している可能性もあると推測する。新たな業者が参入しやすいようにいかに条件をフラットにするべきかという点については課題としてとらえており、名称、説明方法等を含め工夫してまいりたい。
--	---	---

◆今回のように複数年度にわたって実施が見込まれる工事については、ダウンロードにより入札説明書を交付するだけではなく、建設業協会等を通じて説明会等を開催し、参入を促すのも有効ではないかと思われる。

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	2 一般競争 加治川用水農業水利事業 加治川第2頭首工堰柱補修設計業務	
	◆アンケート調査において、「過去の業務成績が国営の農業農村整備事業のみに限定される評価基準となっている。」旨の回答があるが、当該評価基準は定型なのか、又は案件によって変えたりするのか。 ◆評点も変更することができるのか。 ◆「過去の業務成績が国営の農業農村整備事業のみに限定される評価基準となっていることから既参入業者との差が縮まらない。」旨の回答について、どのように受け止めているのか。 ◆ワークライフバランス等の推進に係る評点は満点で 0.5 点なのか。評点は農林水産本省からの通知により決められているのか。 ◆評価項目、評点の決定又は見直し等はどこで検討され決定しているのか。 ◆評価項目では、ワークライフバランス等の推進よりも後に設けられた賃上げの実施の表明の方が評点が高い。時代の違いによる評価と思われるが、現場に近い発注者側から、評価項目等に	◆評価基準については、農林水産本省からの通知により定められている。但し、技術者評価の資格要件は、案件ごとの業務内容によって変更することは可能である。 ◆評点は、通知により定められており固定である。 ◆業務成績については、業務が完了した後、に評点を付与するものであり、発注機関により付け方が異なる。農林水産省の事業であることから、農業農村整備事業の実績も重視し評価している。なお、アンケートの回答については意見として本省へ伝えていきたい。 ◆ワークライフバランスに係る評価項目は工事、業務ともに全省庁で採用されている取組であり、評点は農林水産省からの通知に定められている。 ◆評価項目等については、毎年、建設業界等を含め政府全体として推進すべき項目、業界内で取り組まれている事項、評点の妥当性、評価全体のバランス等を勘案し決められている。 ◆建設業協会等の団体から要望をあげていくこと等により政府が議論し必要に応じて見直し等を判断する余地が出てくるのではないかと考える。なお、発注者側としては、業界からの意見、要望があれば農

対する事業者の意見、要望が反映される回路があればよいと考えるが。 ◆「業務量から必要な人員を確保できない。」旨の回答について、当該業務は業務量としては多いのか。 ◆業務量と利益を比較し、入札参加の可否を判断したのか。 ◆工期が年度後半に近づくにつれ、1 者応札が増える傾向があるのか。 ◆誰も入札に参加しないこともありうるのか。 ◆アンケートを取る場合と取らない場合の違いは何か。 ◆「過去の業務成績が国営の農業農村整備事業に限定され、配分点が高い。」旨のアンケート結果の意見について、農政局レベルで何か対応できるものがないかを考えてみる必要があるのでは。 ◆評価基準は契約方式または同じ契約方式でもタイプが異なれば変わるのか。	林水産本省へ伝えていく。 ◆一般的な業務量であり、特段多いものではない。 ◆工期が 11 月末からであり、時期的に既に他の業務を受注していたことで、今回の案件は、積極的に参加する必要があるという判断もあったのではないと思われる。 ◆年度初めに管理技術者を配置し、業務を遂行しているため、後半では複数の案件を抱える中、競争参加を辞退する状況が発生しやすいのではと考える。発注者側としては早期発注に努めているところである。 ◆可能性としてはゼロではない。早期発注、要件の緩和等によりできるだけ多くの者が競争に参加していただけるよう努めている。 ◆防災情報ネットワーク設備整備工事については、今後同様の発注が見込まれないためアンケートは実施していない。 ◆「過去の業務成績」については、全国統一的な評価基準となっており、意見の内容については農林水産本省へ伝えていく。 ◆業務の場合、総合評価落札方式には「標準型」と「実施方針重視型」があり、標準型については、特定のテーマを課題として設定し、設計に対する考え方、取組等を評価することから、評価項目のうち業務への
--	--

		取組方針の配点が高くなっている。企業評価、技術者評価は同じ基準である。
--	--	-------------------------------------

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する回答	3 公募型競争 信濃川左岸流域農業水利事業 2号幹線用水路建物事前調査業務	
	◆適切な価格競争により入札が行われている案件と思われるが、一方で落札業者の選定結果の評価は8者中6位である。価格のみで決定となれば点数化された企業努力等の評価が意味をもたなくなる懸念もあるが、発注者としてどのようにとらえているか。	◆簡易公募型指名競争入札方式では、参加者を募った後、指名競争参加者10者を選定する。選定にあたっては公平性、透明性を確保する観点から一定の基準を設けることが対外的にも説明しやすいのではないかと考える。
	◆選定の対象外となる評価点の下限値等はあるのか。	◆下限値はないが、選定基準において、有資格者登録がない場合は選定しないこととなっており、最低限の参加資格は確認し評価している。
	◆有資格者登録を確認した上で広く公平に募集をかけているのか。	◆そのとおり。
	◆入札価格が横並びの場合、評価点が業者の選定を左右する場合があるのか。	◆評価点は業者を選定するためにしか使用していない。本案件で採用した簡易公募型競争入札では、一定の要件を満たしていれば、価格競争となる。
	◆価格だけではなく、技術的な要素を加味して決定される契約方式もあったように思われたが。	◆審議案件2（加治川第2頭首工堰柱補修設計業務）で採用した総合評価落札方式では、技術点と価格点の合計値で順位を決定する。
	◆総合評価落札方式では、価格点よりも技術点の比率が高いのか。	◆価格よりも技術的要素を重視する方式のためである。
	◆10者以上が資格要件を満たしていた場合、上位10者を指名することとなるのか。	◆評価点10位までの者を選定するため、同点の場合は10者以上になることもある。
	◆最低制限価格は設けていないのか。	◆予定価格が1,000万円以上の工事又は業務の場合、調査基準価格を設定する。ただ

	◆成果として一定の品質が確保されると判断した場合、落札決定となるのか。 ◆最低制限価格制度と低入札価格調査制度があるのか。 ◆最低制限価格制度を採用していない理由は。 ◆建設業界が疲弊している中、企業を育てていかなければならないという議論があり、評価基準にも視点が向けられている。競争参加資格を確保するまでは企業努力を促し、その後は価格競争となるような状況であると理解すればよいか。 ◆指名競争入札には発注者側があらか	し、調査基準価格を下回った場合でも、ヒアリングを行い発注者が履行可能と判断すれば、落札決定となる。 ◆調査基準価格については、品質が確保できるか、確実に履行が可能かを判断するために設定した基準額であり、業者からは価格理由、工程表等の追加資料を求め、提出された資料を審査した上で落札となる場合がある。 ◆国の契約制度においては、最低制限価格は設定していない。 ◆地方自治体によっては履行確保のための調査に必要な人員に限りがあり調査体制を整えることが難しいことから、一定の基準額以下となった場合は契約対象外とする最低制限価格制度を地方自治法により規定して採用しているが、国は調査体制を十分に整えることができるため低入札価格調査制度を採用している。 また、一定の基準額以下を契約対象外とした場合、低廉であるからといってその品質等が必ずしも悪いとは限らず、さらに競争により廉価ですぐれた条件を提示する者と契約することができなくなり、国の財政上不利益をもたらす結果となることが思料されるため、国は最低制限価格制度を採用していないと考えられている。 ◆指名競争入札の場合、まずは指名業者に選定されることが競争に参加する条件となり、その後は価格競争により決定する。なお、当該方式になじまない技術力等を評価する場合は別の入札方式を採用することとなり、案件によって棲み分けられている。 ◆発注者側が業者をあらかじめ選定する
--	--	---

	じめ業者を選定する方式もあるのか。	方式をとっていた時期もあったが、現在は参加者を公募し、その中から指名競争参加者を選定する方式が主流であり、現状は一般競争や簡易公募型競争入札などへ移行しつつある。
--	-------------------	---

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	4 随意契約 直轄災害復旧事業氷見地区 幹線用水路災害復旧工事	
	◆災害時の特殊な契約であると思われるが、今回の手続は規程等によりあらかじめ決められた中で行われたものなのか。 ◆最近定められた通知なのか。 ◆2年毎に内容が変わることもあるのか。 ◆1者の契約候補者から見積書を3回入手しているが、随意契約の見積合わせの場合、取り扱いはどのようなになっているのか。 ◆見積書は郵送なのか。 ◆災害時の緊急性がある場合は、対応可能な業者に一刻も早く着手してもらわなければならない。今回3回見積合わせをしているが、契約候補者に対して金額を提示し、当該金額内で請け負ってもらえるよう依頼することはできないのか。 ◆複数回の見積執行で予定価格を下回	◆北陸農政局長通知の「大規模災害発生時並びに突発事故発生時における緊急応急工事の実施に向けた対応」に記載のある手順に従い手続を行った。 ◆平成22年に緊急時の対応として発出され、工事業者の名簿が2年毎に切り替わるので、通知もそのタイミングで出している。最新の通知は令和5年度に発出されたものである。 ◆内容的には10年以上同様の手順により行われていると思われる。 ◆工事の入札の場合は原則2回までとしている。2回目の入札結果が予定価格との乖離が大きく3回目を実施しても落札が見込まれない場合は入札を打ち切ることがある。見積合わせには上限がないこと、及び1回目、2回目の見積執行の結果から3回目で採用となる可能性が見込まれたため、3回目の見積執行を行った。 ◆郵送のほかメールによる提出も認めている。 ◆予定価格を提示し同意を求める方法はない。価格の妥当性が求められていることから、予定価格は作成するルールになっている。 ◆執行した事例ではないが、可能性として

	らず、見積業者が辞退したこともあったのか。 ◆今回の契約候補者が辞退していた場合、派遣可能人数が 10 名少ない順位 2 位の業者を選定することになるが、人数が少なければ工期が延び目標の期限までに復旧が間に合わない可能性もある。その場合、予定価格を増額する場合もあるのか。	はあり得る。予定価格は提示できないが、発注者側から説明された工事内容等の情報を参考に、業者側がある程度金額的な部分で歩みよりつつ妥当な範囲の価格を提示してくるのが実態ではないかと推測する。 ◆工事着手後、不測の事態等が生じれば変更契約等による対応が考えられる。
--	--	--

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する回答	5 簡易公募型プロポーザル 地下かんがい実証調査管理検討(その2)業務(第1回変更)	
	◆当初契約の業務内容をみると、細かい作業であり積算が難しいように思われるにもかかわらず高い落札率となっている。参考見積を聴取しそれをもとに予定価格を作成すれば同様の結果となることも予想されるが、どのような積算方法をとられているのか。	◆当初契約の予定価格の作成にあたっては、複数のコンサルタント業者から見積書を徴取し算定している。
	◆変更契約の落札率が100%であるが、当初契約の受注者の言い値になってしまうのか、また提示された価格に対し発注者側としてどのような価格の妥当性を図っているのか。	◆変更分の数量については、発注者側と受注業者の間で当初の業務内容、単価等及び現状の作業状況を共有し数量等を見直しており、新たな作業項目の追加等が生じなければ相互に了解している中で数量のみを調整していくこととなる。
	◆作業量(種類、回数等)の変更は比較表で理解できるが、作業項目の単価が資料にはないので、変更金額の内訳が分からない。	◆積算書の内訳等価格の増減が分かる資料もあるので、次回以降、変更契約の場合は追加資料の提示等対応を図っていきたい。
	◆当初契約から約20%の増額となっているが、変更理由について伺いたい。	◆当初予定していなかった試験対象作物の追加により、観測地点や収集する各種データが増え、それに伴って工期も延長することとなった。また、土壌特性調査の見直しや新たな観測項目を追加することが必要になったこと等が主な理由である。
	◆随意契約審査調書の予算額と予定価格に差異があるのはよくあることなのか。	◆当初、富山市に拠点がある事業者を想定し積算したが、東京に拠点がある事業者が契約の相手方となったため、交通費等を見直すこととなった。
	◆拠点が変わることによる予算額の変更は折込ずみなのか。	◆ありうるケースである。
	◆技術提案書の審査結果では、受注者	◆B、C評価が多く、評価として真ん中あ

	の評価があまり高くないが、問題ないのか。	たりと考える。提示した仕様書の結果が達成できるよう適切に監督するとともに、当方の意図及び求める成果を打合せ等の機会を活用し確実に伝えることで完成度を高めていく。
--	-----------------------------	---

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する回答	その他全般	
	◆審議案件ではないが、富山地区の区画整理工事について、落札率が高く前年度より１者応札の結果が続いている案件がある。内容が圃場整備であり他の業者が入札に参加できない理由はないと思われるが。	◆圃場整備の工事は農業土木工事と異なり、土壌をならした後、耕作できる状態に戻す技術が必要である。また、当該工事については、県営事業により小規模の集落単位での実施が主であり、規模が大きな国営事業では実績や技術をもった業者も少なく、参加業者の募集に苦慮しているのが現状である。発注のタイミングも要因の一つとなっている可能性もあることから引き続き対応を検討していきたい。
委 員 講 評		
◆本日の委員会において、農政局長に対し、意見の具申又は勧告を行うことが必要なことはなかった。		